破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１２号
北海道二海郡八雲町出雲町60番地171　出雲町Ｂ団地2374号室
債務者　柏倉　保子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５７号
山形県米沢市林泉寺３丁目18番10号
債務者　渡辺　　浩
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第５７２号
埼玉県上尾市春日２丁目１番地５　セゾンヒルズ21―101、旧住所埼玉県桶川市西２丁目６番51号　ウィズ桶川リエンテ402号
債務者　西　　義典
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６７７号
さいたま市北区日進町２丁目1053番地２　コート・アクシス103号
債務者　藤井　　奨
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６８６号
埼玉県川口市大字安行北谷528番地の１　エヴァーグリーンレジデンスⅡ303号
債務者　砂川　路子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７０２号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎４丁目22番22号　Ｅ．Ｔマンション203、旧住所さいたま市浦和区大東１丁目21番12号508
債務者　小川　榮子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７０６号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目３番30号　コーポ安永201号室
債務者　濱口正一郎
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７０９号
さいたま市桜区栄和５丁目17番１号　北町ハイツ103、旧住所さいたま市桜区栄和５丁目８番14号
債務者　宮島君美江
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７１３号
さいたま市西区大字指扇1212番地８
債務者　米本　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７２９号
埼玉県川口市大字安行原225番地の３　五恵夢マンションⅢ―105号
債務者　大澤喜久子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７３２号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番17―405号　駅前プラザ、旧住所埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ｇ―1408
債務者　安部佐世子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７３５号
埼玉県川口市西青木２丁目11番13号　ホープフルパレス101号
債務者　山本ゆう子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
新潟県長岡市宮関２丁目３番16号
債務者　笠井眞知子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
新潟県十日町市728番地５
債務者　福原　靖夫
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
新潟県南魚沼市一村尾3382番地　市営物見ケ丘団地202号
債務者　清塚　祐輔
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
岐阜県大垣市荒尾町975番地　荒尾団地八幡49号
債務者　松尾登喜子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
北海道北見市若葉６丁目１番２―31号
債務者　大友　一弘
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係